【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年5月11日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)設定額 1,000万円を上限とします。 (2)継続募集額 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

①当初設定日
1,000万円を上限とします。
②申込期間
2兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。
野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）
なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年5月30日から2023年6月28日まで
＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

（９）【払込期日】

①当初設定日

当初設定に係る発行価額の総額は、ファンドの関係法人によって、設定日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

②申込期間

取得申込日の翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等を投資対象とする別に定める親投資信託証券※（マザーファンド）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※投資対象とする別に定める親投資信託証券とは「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」とします。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （適時ヘッジ） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （合成指数）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものと

する。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2022年5月27日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

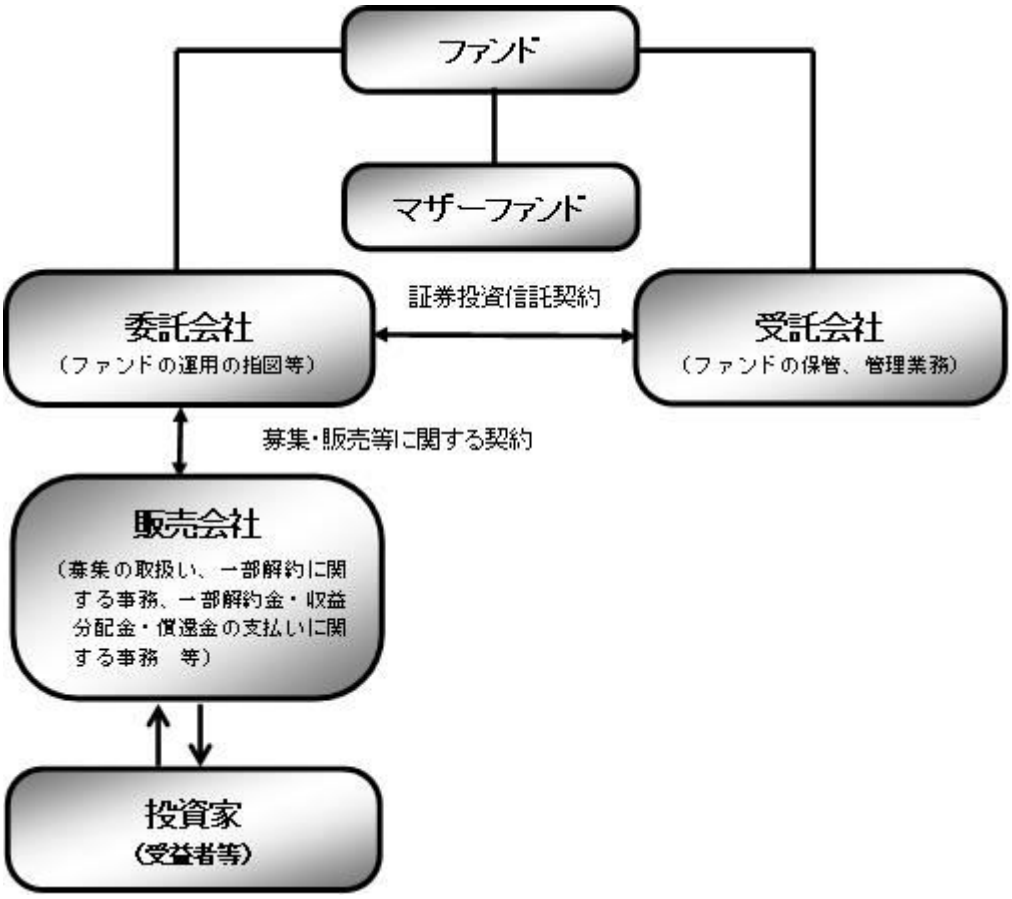

ファンド	野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド
	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
	国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド
	外国債券マザーファンド
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
	新興国株式マザーファンド
	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
	新興国債券マザーファンド
	J-REITインデックス マザーファンド
	海外REITインデックス マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

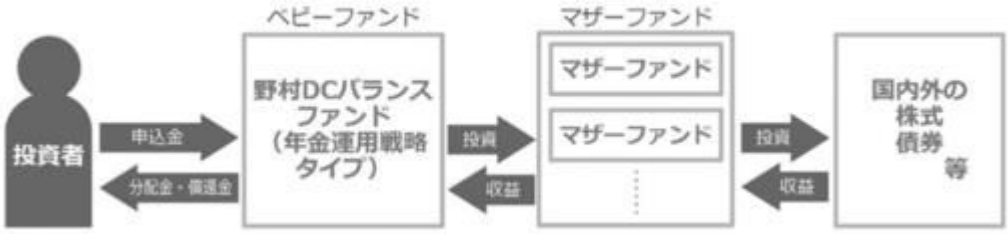

■委託会社の概況(2022年3月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月１日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月１日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

●運用にあたっては、公的年金運用において基本となる資産構成割合、市況動向、投資環境等を勘案して、各資産への基本投資割合の決定および見直しを行ないます。

◆当ファンドにおいては、上記のような運用方法を「年金運用戦略」といいます。

◆ファンドの運用は、公的年金の投資成果に連動することを目指すものではありません。

◆各資産への基本投資割合の見直しは、当面、原則年1回行なうことを基本とします。

●投資を行なうマザーファンドは、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定めるマザーファンドの中から、各資産への基本投資割合に基づき、各マザーファンドへの投資比率を決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。

◆2022年5月現在、マザーファンドを通じた各資産への基本投資割合は以下の通りです。各マザーファンドは、各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

・原則として、毎月リバランスを行ないます。

資産	基本投資割合	マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式	25%	国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数(TOPIX)
外国株式	25%	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）＊
国内債券	25%	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI総合
外国債券	25%	外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

※　ファンドは上記以外のマザーファンドに投資する場合があります。

＊　MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

■投資プロセス■

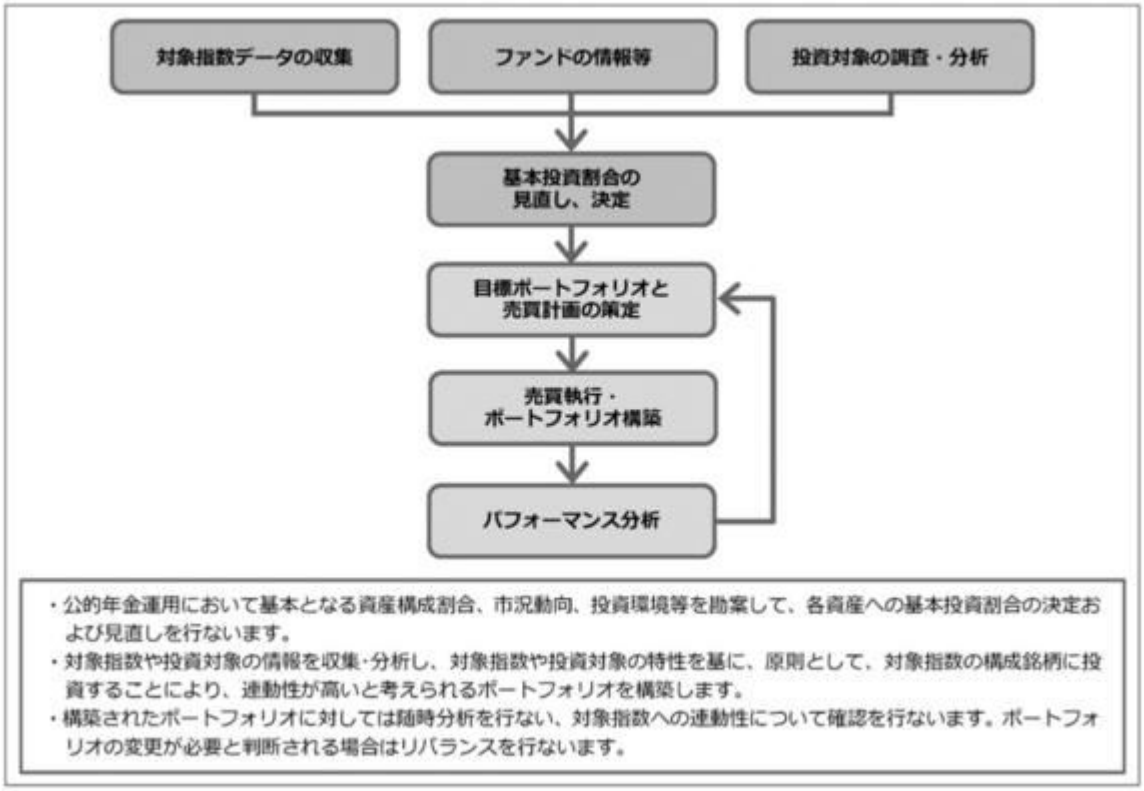

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

●ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各資産への基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

●実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。

◆投資対象とする別に定めるマザーファンドは以下の通りです。各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数(TOPIX)

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし） ・MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI総合
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証書）＊1を含みます）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース） ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース） ・JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets(GBI-EM) Global Diversified（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース） ・JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Plus（USドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
J-REITインデックス マザーファンド	J-REIT＊2	東証REIT指数（配当込み）
海外REITインデックスマザーファンド	日本を除く世界各国のREIT＊3	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース） ・S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

＊1　Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

＊2　わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

＊3　世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）■

①東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。

②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。

⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）、東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス■

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数

の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■NOMURA-BPI総合■

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）■

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス■

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。
本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。
JPMSLは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。
当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、

index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.comもご覧ください。
当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■S&P先進国REIT指数■

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。
S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P先進国REIT指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。
S&Pは、被許諾者とは、S&PおよびS&P先進国REIT指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P先進国REIT指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なくS&Pにより決定、作成、および計算されています。
S&Pは、S&P先進国REIT指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。
S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。
S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。
S&Pは、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。
S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。
S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。
前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

(ｉ)委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

(ⅱ)委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(参考)各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

②　非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資は行ないません。

③　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④　有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤　スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動

きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の

利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③　効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資は行ないません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円

換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（J-REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

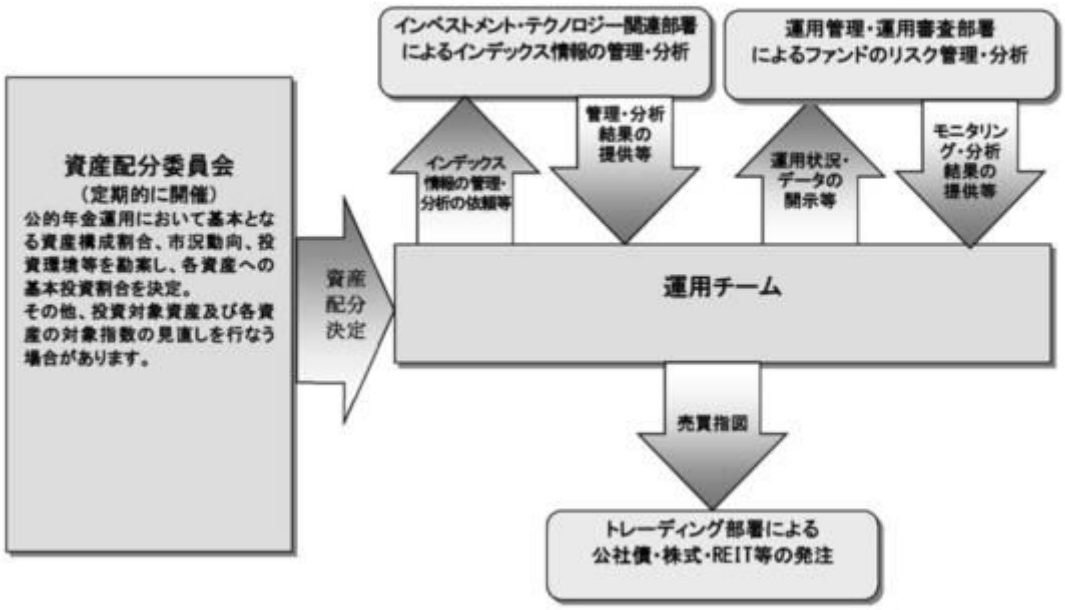

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

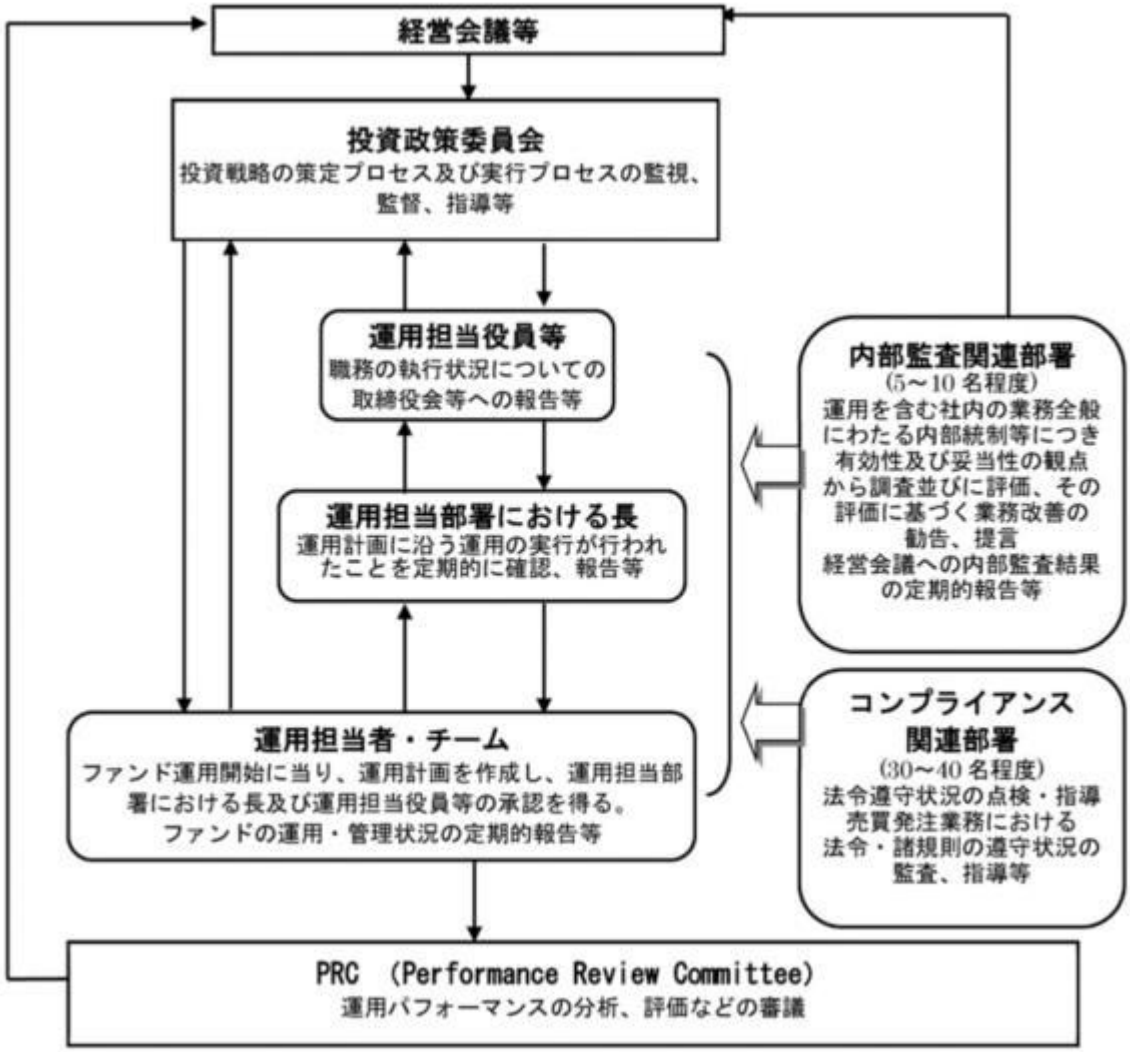

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年3月31日**※(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※初回決算日は2023年3月31日となります。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2．運用方法 （3）投資制限（信託約款）

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ｉ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅳ)第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間

を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ⅱ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ⅲ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(ⅳ)委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫資金の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該

株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな

る可能性があります。

●ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

●REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

●ファンドが投資対象とするマザーファンドについては、適宜見直しを行ないます。マザーファンドの増減および入替を行なう際には、一時的にマザーファンドへの投資比率が低下する場合があります。

●ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

●金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

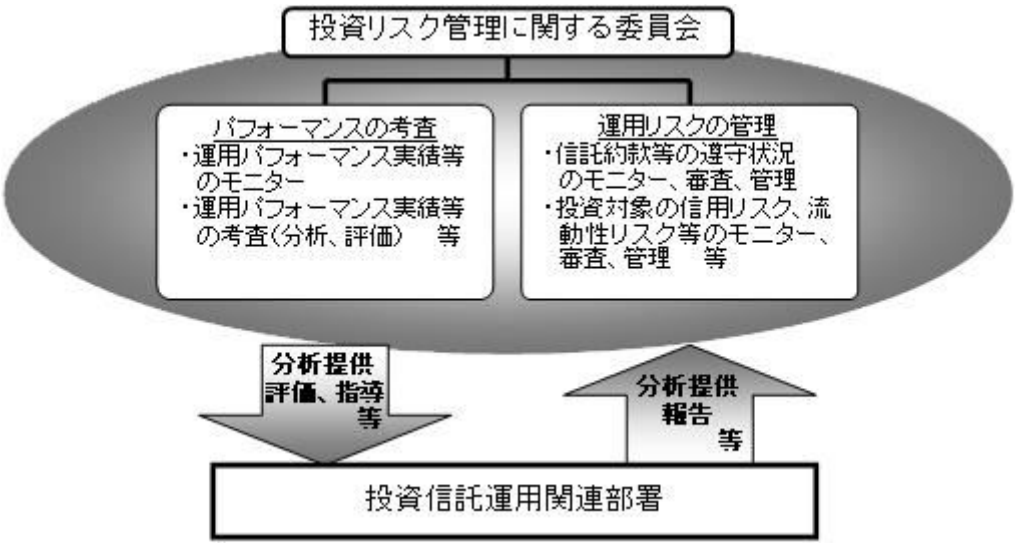

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

投資リスク

リスクの定量的比較（2017年4月末～2022年3月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。
なお、ファンドは年１回基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

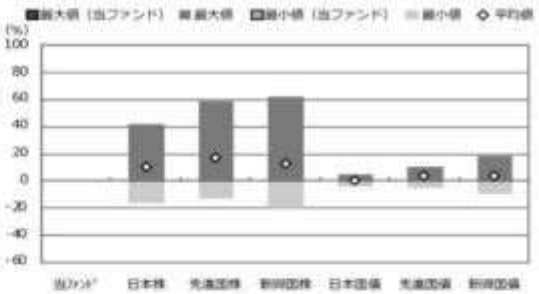

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値（%）	—	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△4.5	△9.4
平均値（%）	—	10.1	17.3	12.9	0.1	3.7	3.7

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2017年4月から2022年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊ファンドは年1回基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債：NOMURA-BPI 国債
○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.143%（税抜年0.13%）

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.056%
＜販売会社＞ 口座内でのファンドの管理 および事務手続き、 購入後の情報提供、 各種書類の送付等	年0.056%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.018%

（４）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。	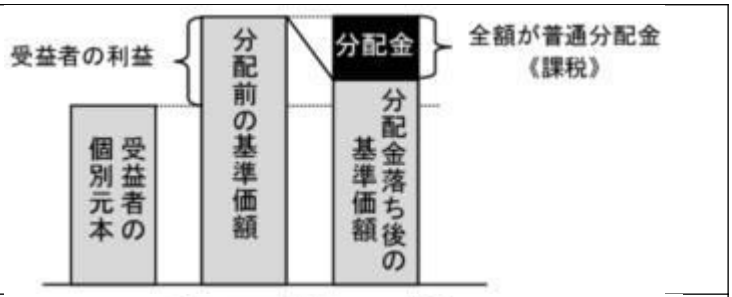
②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。	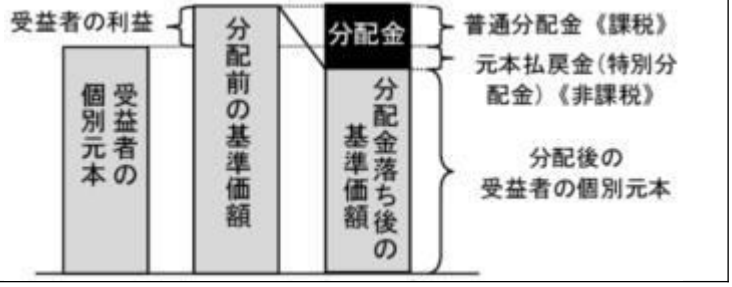

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があ

ります。

＊税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年3月末現在）が変更になる場合があります。

５【運用状況】

ファンドの運用は2022年5月27日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。
ファンドの運用状況については、初回の半期報告書に記載します。
なお、初回の半期報告書の提出は、2023年2月頃を予定しております。
以下にご参考として記載する「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の運用状況は2022年3月31日現在のものです。
また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	418,348,703,750	97.21
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,979,927,180	2.78
合計（純資産総額）		430,328,630,930	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	11,951,510,000	2.77

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	926,519,476,768	70.43
	カナダ	49,086,475,556	3.73
	ドイツ	31,109,007,852	2.36
	イタリア	8,825,674,885	0.67
	フランス	41,456,179,101	3.15
	オランダ	17,286,339,990	1.31

	スペイン	8,672,274,100	0.65
	ベルギー	3,239,686,655	0.24
	オーストリア	763,043,543	0.05
	ルクセンブルグ	476,773,100	0.03
	フィンランド	3,595,282,724	0.27
	アイルランド	2,204,523,991	0.16
	ポルトガル	803,742,687	0.06
	イギリス	56,322,614,361	4.28
	スイス	38,889,867,581	2.95
	スウェーデン	13,477,175,359	1.02
	ノルウェー	2,973,510,536	0.22
	デンマーク	10,070,872,160	0.76
	オーストラリア	28,424,950,476	2.16
	ニュージーランド	760,802,280	0.05
	香港	9,889,098,823	0.75
	シンガポール	4,010,819,941	0.30
	イスラエル	1,697,880,479	0.12
	小計	1,260,556,072,948	95.83
投資証券	アメリカ	26,663,571,971	2.02
	カナダ	149,652,289	0.01
	フランス	596,534,604	0.04
	イギリス	814,883,555	0.06
	オーストラリア	1,953,177,480	0.14
	香港	471,502,208	0.03
	シンガポール	512,866,291	0.03
	小計	31,162,188,398	2.36
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	23,625,835,025	1.79
合計（純資産総額）		1,315,344,096,371	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	14,400,113,664	1.09
	買建	カナダ	754,803,126	0.05
	買建	ドイツ	1,795,445,140	0.13
	買建	イギリス	858,624,068	0.06
	買建	スイス	592,449,818	0.04
	買建	オーストラリア	481,969,600	0.03

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	73,484,745,974	73.62
	カナダ	3,889,126,863	3.89
	ドイツ	2,464,778,467	2.46
	イタリア	695,056,298	0.69
	フランス	3,284,087,509	3.29
	オランダ	1,382,963,867	1.38
	スペイン	691,507,461	0.69
	ベルギー	256,292,009	0.25
	オーストリア	61,306,450	0.06
	ルクセンブルグ	36,684,512	0.03
	フィンランド	286,497,009	0.28
	アイルランド	175,283,001	0.17
	ポルトガル	62,846,595	0.06
	イギリス	4,471,294,955	4.47
	スイス	3,086,255,756	3.09
	スウェーデン	1,069,630,002	1.07
	ノルウェー	233,635,731	0.23
	デンマーク	798,588,300	0.80
	オーストラリア	2,256,023,678	2.26
	ニュージーランド	58,177,226	0.05
	香港	787,028,510	0.78
	シンガポール	315,536,684	0.31
	イスラエル	129,762,515	0.13
	小計	99,977,109,372	100.16
投資証券	アメリカ	2,107,953,124	2.11
	カナダ	10,845,181	0.01
	フランス	44,528,999	0.04
	イギリス	63,088,926	0.06
	オーストラリア	149,254,728	0.14
	香港	35,363,604	0.03
	シンガポール	42,841,451	0.04
	小計	2,453,876,013	2.45
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△2,615,990,929	△2.62
合計（純資産総額）		99,814,994,456	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,250,017,760	2.25

	買建	カナダ	104,110,776	0.10
	買建	ドイツ	279,878,213	0.28
	買建	イギリス	133,026,263	0.13
	買建	スイス	96,072,944	0.09
	買建	オーストラリア	68,852,800	0.06

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	667,251,907,550	80.02
地方債証券	日本	57,337,944,926	6.87
特殊債券	日本	66,316,586,985	7.95
社債券	日本	40,993,825,400	4.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,919,775,223	0.23
合計（純資産総額）		833,820,040,084	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	308,104,047,273	47.73
	カナダ	13,108,850,637	2.03
	メキシコ	4,921,911,926	0.76
	ドイツ	39,213,905,156	6.07
	イタリア	61,223,669,443	9.48
	フランス	56,178,967,541	8.70
	オランダ	9,271,728,131	1.43
	スペイン	41,698,874,787	6.45
	ベルギー	13,969,630,949	2.16
	オーストリア	8,544,527,763	1.32
	フィンランド	2,651,382,361	0.41
	アイルランド	9,269,895,757	1.43
	イギリス	34,861,896,038	5.40
	スウェーデン	1,743,047,757	0.27
	ノルウェー	1,728,402,250	0.26
	デンマーク	2,653,595,241	0.41
	ポーランド	2,852,349,754	0.44
	オーストラリア	10,361,221,320	1.60
	シンガポール	2,695,444,155	0.41
	マレーシア	3,293,850,842	0.51
	中国	7,730,472,255	1.19

	イスラエル	2,758,045,185	0.42
	小計	638,835,716,521	98.96
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	6,675,976,437	1.03
合計（純資産総額）		645,511,692,958	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	41,147,317,926	50.99
	カナダ	1,735,387,261	2.15
	メキシコ	678,997,721	0.84
	ドイツ	5,727,550,747	7.09
	イタリア	7,352,227,896	9.11
	フランス	7,860,913,558	9.74
	オランダ	1,416,387,783	1.75
	スペイン	5,258,984,608	6.51
	ベルギー	1,866,028,801	2.31
	オーストリア	1,067,086,348	1.32
	フィンランド	484,641,851	0.60
	アイルランド	732,495,286	0.90
	イギリス	4,526,088,364	5.60
	スウェーデン	211,501,705	0.26
	ノルウェー	226,271,941	0.28
	デンマーク	408,628,496	0.50
	ポーランド	440,471,212	0.54
	オーストラリア	1,403,072,279	1.73
	シンガポール	816,056,579	1.01
	中国	1,049,614,706	1.30
	イスラエル	419,308,781	0.51
	小計	84,829,033,849	105.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△4,134,602,467	△5.12
合計（純資産総額）		80,694,431,382	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	3,263,958,476	4.40
	メキシコ	1,575,618,494	2.12
	ブラジル	4,099,241,007	5.52
	チリ	106,717,899	0.14

	コロンビア	63,305,734	0.08
	ギリシャ	156,243,452	0.21
	トルコ	176,163,934	0.23
	チェコ	108,015,643	0.14
	ハンガリー	142,535,851	0.19
	ポーランド	532,402,707	0.71
	香港	15,785,024,789	21.28
	マレーシア	1,052,891,954	1.41
	タイ	1,314,791,454	1.77
	フィリピン	531,423,306	0.71
	インドネシア	1,248,228,395	1.68
	韓国	8,892,983,289	11.98
	台湾	11,452,743,546	15.44
	インド	9,188,268,317	12.38
	カタール	689,039,755	0.92
	エジプト	44,176,486	0.05
	南アフリカ	2,856,624,605	3.85
	アラブ首長国連邦	1,001,919,768	1.35
	クウェート	549,561,904	0.74
	サウジアラビア	2,974,412,148	4.01
	小計	67,806,292,913	91.41
投資信託受益証券	アメリカ	2,974,788,881	4.01
投資証券	メキシコ	50,795,447	0.06
	南アフリカ	37,220,400	0.05
	小計	88,015,847	0.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,301,963,857	4.45
合計（純資産総額）		74,171,061,498	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,643,029,175	3.56
	買建	香港	583,761,747	0.78

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	メキシコ	883,110,187	9.92
	ブラジル	875,410,077	9.83
	チリ	187,872,271	2.11

	コロンビア	373,805,226	4.19
	ペルー	207,658,148	2.33
	ウルグアイ	11,819,661	0.13
	ドミニカ共和国	18,208,358	0.20
	セルビア	22,930,907	0.25
	トルコ	76,725,560	0.86
	チェコ	408,913,236	4.59
	ハンガリー	292,541,715	3.28
	ポーランド	599,067,568	6.73
	ロシア	6,240,040	0.07
	ルーマニア	274,499,126	3.08
	マレーシア	836,790,534	9.40
	タイ	844,242,262	9.48
	インドネシア	882,903,075	9.91
	中国	872,670,421	9.80
	エジプト	121,579,287	1.36
	南アフリカ	838,545,849	9.42
	小計	8,635,533,508	97.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	265,648,759	2.98
合計（純資産総額）		8,901,182,267	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	21,804,279,434	97.35
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	592,863,659	2.64
合計（純資産総額）		22,397,143,093	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	41,808,243,500	96.25
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,628,788,781	3.74
合計（純資産総額）		43,437,032,281	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT指数先物取引	買建	日本	1,302,408,500	2.99

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	43,446,245,036	75.27
	カナダ	1,091,463,848	1.89
	ドイツ	32,887,286	0.05
	イタリア	14,749,930	0.02
	フランス	1,011,780,266	1.75
	オランダ	113,726,471	0.19
	スペイン	238,408,217	0.41
	ベルギー	733,604,241	1.27
	アイルランド	64,287,276	0.11
	シンガポール	25,910,118	0.04
	イギリス	3,164,775,402	5.48
	オーストラリア	3,887,980,168	6.73
	ニュージーランド	209,269,265	0.36
	香港	769,204,352	1.33
	シンガポール	1,802,938,840	3.12
	韓国	119,093,171	0.20
	イスラエル	43,578,116	0.07
	小計	56,769,902,003	98.35
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	950,508,916	1.64
合計（純資産総額）		57,720,410,919	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	832,252,000	1.44

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	7,971,800	1,738.20	13,856,648,849	2,222.50	17,717,325,500	4.11
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	985,900	10,978.03	10,823,247,916	12,730.00	12,550,507,000	2.91
3	日本	株式	キーエンス	電気機器	142,600	54,652.14	7,793,395,426	57,250.00	8,163,850,000	1.89
4	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	9,734,800	610.45	5,942,670,275	760.30	7,401,368,440	1.71
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	99,900	50,522.14	5,047,162,080	63,250.00	6,318,675,000	1.46
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,160,200	5,532.93	6,419,308,018	5,414.00	6,281,322,800	1.45
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,615,600	2,880.32	4,653,451,813	3,545.00	5,727,302,000	1.33
8	日本	株式	任天堂	その他製品	88,800	61,538.39	5,464,609,074	61,670.00	5,476,296,000	1.27
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,161,500	3,155.75	3,665,408,847	4,601.00	5,344,061,500	1.24
10	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	926,100	9,713.35	8,995,537,375	5,559.00	5,148,189,900	1.19
11	日本	株式	信越化学工業	化学	264,700	18,612.56	4,926,745,172	18,790.00	4,973,713,000	1.15
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	757,000	5,499.68	4,163,260,524	6,165.00	4,666,905,000	1.08
13	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,125,900	3,450.23	3,884,614,684	4,005.00	4,509,229,500	1.04
14	日本	株式	ダイキン工業	機械	200,500	23,158.85	4,643,349,476	22,410.00	4,493,205,000	1.04
15	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,084,200	3,537.15	3,834,984,290	4,144.00	4,492,924,800	1.04
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,237,000	3,688.88	4,563,156,645	3,498.00	4,327,026,000	1.00
17	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,239,100	3,420.36	4,238,169,597	3,487.00	4,320,741,700	1.00
18	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	307,100	13,531.42	4,155,500,942	14,030.00	4,308,613,000	1.00
19	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,074,500	3,956.67	4,251,444,576	3,907.00	4,198,071,500	0.97
20	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	177,700	15,784.38	2,804,884,410	23,510.00	4,177,727,000	0.97
21	日本	株式	三井物産	卸売業	1,203,700	2,545.20	3,063,664,426	3,328.00	4,005,913,600	0.93
22	日本	株式	日本電産	電気機器	407,900	12,457.39	5,081,370,284	9,748.00	3,976,209,200	0.92
23	日本	株式	村田製作所	電気機器	462,300	8,680.85	4,013,160,581	8,117.00	3,752,489,100	0.87
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	511,200	5,512.38	2,817,931,666	7,128.00	3,643,833,600	0.84
25	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	606,400	4,738.96	2,873,708,155	5,813.00	3,525,003,200	0.81
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,339,100	1,490.75	3,487,025,416	1,428.00	3,340,234,800	0.77
27	日本	株式	第一三共	医薬品	1,236,800	2,888.32	3,572,283,267	2,680.00	3,314,624,000	0.77
28	日本	株式	ＳＭＣ	機械	46,100	65,594.89	3,023,924,445	68,840.00	3,173,524,000	0.73
29	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,985,200	1,612.72	3,201,589,098	1,567.00	3,110,808,400	0.72
30	日本	株式	ファナック	電気機器	138,100	26,250.46	3,625,189,564	21,645.00	2,989,174,500	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.30
		建設業	2.14

		食料品	3.15
		繊維製品	0.42
		パルプ・紙	0.20
		化学	6.26
		医薬品	4.78
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.64
		ガラス・土石製品	0.71
		鉄鋼	0.81
		非鉄金属	0.79
		金属製品	0.55
		機械	5.19
		電気機器	17.57
		輸送用機器	8.13
		精密機器	2.45
		その他製品	2.35
		電気・ガス業	1.09
		陸運業	2.99
		海運業	0.62
		空運業	0.40
		倉庫・運輸関連業	0.17
		情報・通信業	8.01
		卸売業	5.93
		小売業	4.10
		銀行業	5.15
		証券、商品先物取引業	0.74
		保険業	2.17
		その他金融業	1.10
		不動産業	1.91
		サービス業	5.72
合　　計			97.21

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,087,400	15,087.48	46,581,086,170	21,757.27	67,173,396,324	5.10
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,342,200	29,206.01	39,200,318,070	38,413.32	51,558,365,352	3.91
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	85,890	379,210.26	32,570,369,410	407,071.58	34,963,378,676	2.65

4	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	160,640	82,642.97	13,275,766,740	133,893.43	21,508,641,575	1.63
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	56,610	259,274.40	14,677,524,336	347,437.06	19,668,411,984	1.49
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	53,810	259,768.27	13,978,130,699	349,165.20	18,788,579,794	1.42
7	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	470,440	17,152.93	8,069,426,484	33,889.79	15,943,113,278	1.21
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	インタラクティブ・メディアおよびサービス	445,300	35,586.89	15,846,844,376	27,886.56	12,417,885,836	0.94
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	177,240	46,710.49	8,278,967,489	63,743.15	11,297,837,643	0.85
10	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	495,400	20,236.57	10,025,197,712	21,980.02	10,888,901,958	0.82
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	245,300	32,103.36	7,874,956,066	43,767.88	10,736,262,902	0.81
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	556,100	18,917.95	10,520,273,522	17,200.69	9,565,304,043	0.72
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	314,200	26,100.14	8,200,664,062	27,409.24	8,611,983,365	0.65
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	455,400	16,745.80	7,626,040,641	18,895.79	8,605,143,722	0.65
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	529,700	14,189.91	7,516,396,707	15,981.67	8,465,492,294	0.64
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	796,700	7,085.48	5,645,003,450	10,253.83	8,169,229,707	0.62
17	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	196,500	37,828.82	7,433,364,151	37,752.41	7,418,350,412	0.56
18	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	362,800	13,136.73	4,766,006,432	20,253.09	7,347,823,664	0.55
19	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	情報技術サービス	165,100	43,883.78	7,245,213,144	44,334.55	7,319,634,799	0.55
20	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,386,000	4,820.37	6,681,042,944	5,262.77	7,294,199,220	0.55
21	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	1,056,300	4,582.01	4,839,985,876	6,418.13	6,779,472,409	0.51
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	332,700	13,342.84	4,439,165,504	20,041.36	6,667,761,304	0.50
23	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	77,780	71,941.99	5,595,648,497	85,054.73	6,615,557,677	0.50
24	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	132,200	40,900.13	5,406,997,684	49,145.83	6,497,078,990	0.49
25	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	77,460	56,917.68	4,408,844,104	77,239.10	5,982,941,081	0.45
26	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	娯楽	342,100	22,362.43	7,650,188,096	17,252.09	5,901,941,494	0.44
27	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	772,200	6,569.50	5,072,969,192	7,613.88	5,879,439,603	0.44
28	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	食品・生活必需品小売り	83,140	44,473.08	3,697,491,992	70,554.16	5,865,873,137	0.44
29	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	793,700	6,393.78	5,074,747,391	6,859.95	5,444,749,855	0.41
30	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	153,000	23,423.00	3,583,720,052	35,479.63	5,428,384,476	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.16
		メディア	0.91
		娯楽	1.18
		不動産管理・開発	0.36
		エネルギー設備・サービス	0.23
		石油・ガス・消耗燃料	4.17
		化学	2.02
		建設資材	0.22
		容器・包装	0.26
		金属・鉱業	1.72
		紙製品・林産品	0.10
		航空宇宙・防衛	1.47
		建設関連製品	0.53
		建設・土木	0.20
		電気設備	0.80
		コングロマリット	0.98
		機械	1.57
		商社・流通業	0.34
		商業サービス・用品	0.43
		航空貨物・物流サービス	0.60
		旅客航空輸送業	0.05
		海運業	0.08
		陸運・鉄道	1.14
		運送インフラ	0.12
		自動車部品	0.18
		自動車	2.28
		家庭用耐久財	0.27
		レジャー用品	0.03
		繊維・アパレル・贅沢品	1.34
		ホテル・レストラン・レジャー	1.73
		販売	0.08
		インターネット販売・通信販売	3.03
		複合小売り	0.48
		専門小売り	1.48
		食品・生活必需品小売り	1.50
		飲料	1.60
		食品	1.54
		タバコ	0.64
		家庭用品	1.06

		パーソナル用品	0.52
		ヘルスケア機器・用品	2.42
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.17
		バイオテクノロジー	1.73
		医薬品	4.91
		銀行	5.86
		各種金融サービス	1.07
		保険	3.06
		情報技術サービス	3.78
		ソフトウェア	7.26
		通信機器	0.68
		コンピュータ・周辺機器	5.37
		電子装置・機器・部品	0.53
		半導体・半導体製造装置	4.96
		各種電気通信サービス	1.22
		無線通信サービス	0.26
		電力	1.73
		ガス	0.13
		総合公益事業	0.87
		水道	0.10
		消費者金融	0.45
		資本市場	3.21
		各種消費者サービス	0.00
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.09
		ヘルスケア・テクノロジー	0.11
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.45
		専門サービス	0.68
投資証券	—	—	2.36
合　計			98.20

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	244,820	16,238.70	3,975,559,807	21,757.27	5,326,614,915	5.33
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	106,430	31,487.61	3,351,227,362	38,413.32	4,088,330,222	4.09
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	6,811	402,961.39	2,744,570,068	407,071.58	2,772,564,584	2.77
4	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	12,738	86,922.15	1,107,214,385	133,893.43	1,705,534,589	1.70

5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4,485	293,127.26	1,314,675,770	347,437.06	1,558,255,215	1.56
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4,267	297,255.93	1,268,391,081	349,165.20	1,489,887,939	1.49
7	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	37,260	19,411.59	723,275,864	33,889.79	1,262,733,613	1.26
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	インタラクティブ・メディアおよびサービス	35,310	38,568.76	1,361,862,941	27,886.56	984,674,487	0.98
9	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	14,063	51,533.56	724,716,485	63,743.15	896,420,056	0.89
10	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	39,260	20,611.43	809,205,101	21,980.02	862,935,589	0.86
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	19,450	35,652.20	693,435,427	43,767.88	851,285,420	0.85
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	44,100	19,680.31	867,901,759	17,200.69	758,550,455	0.75
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	24,920	28,230.47	703,503,497	27,409.24	683,038,273	0.68
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	36,130	16,763.26	605,656,719	18,895.79	682,704,969	0.68
15	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	42,010	14,567.11	611,964,679	15,981.67	671,390,091	0.67
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	62,990	7,721.76	486,393,833	10,253.83	645,889,016	0.64
17	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	15,700	41,729.01	655,145,486	37,752.41	592,712,985	0.59
18	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	28,770	13,576.72	390,602,455	20,253.09	582,681,606	0.58
19	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	情報技術サービス	13,110	45,695.21	599,064,270	44,334.55	581,225,998	0.58
20	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	109,910	5,196.67	571,167,033	5,262.77	578,431,051	0.57
21	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	83,420	4,988.55	416,144,969	6,418.13	535,400,538	0.53
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	26,410	14,324.80	378,318,191	20,041.36	529,292,384	0.53
23	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	6,175	74,948.54	462,807,291	85,054.73	525,213,019	0.52
24	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	10,500	40,872.91	429,165,578	49,145.83	516,031,236	0.51
25	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	6,132	56,796.49	348,276,095	77,239.10	473,630,192	0.47
26	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	娯楽	27,150	22,182.43	602,253,188	17,252.09	468,394,363	0.46
27	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	食品・生活必需品小売り	6,609	48,634.76	321,427,130	70,554.16	466,292,465	0.46
28	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	61,060	6,708.73	409,635,120	7,613.88	464,903,629	0.46
29	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	63,000	6,564.98	413,593,918	6,859.95	432,177,448	0.43
30	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	12,160	24,537.41	298,374,949	35,479.63	431,432,387	0.43

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.34
		メディア	0.95

娯楽	1.23
不動産管理・開発	0.38
エネルギー設備・サービス	0.24
石油・ガス・消耗燃料	4.37
化学	2.11
建設資材	0.23
容器・包装	0.26
金属・鉱業	1.81
紙製品・林産品	0.10
航空宇宙・防衛	1.55
建設関連製品	0.55
建設・土木	0.21
電気設備	0.83
コングロマリット	1.03
機械	1.65
商社・流通業	0.35
商業サービス・用品	0.45
航空貨物・物流サービス	0.63
旅客航空輸送業	0.05
海運業	0.08
陸運・鉄道	1.20
運送インフラ	0.13
自動車部品	0.19
自動車	2.38
家庭用耐久財	0.28
レジャー用品	0.03
繊維・アパレル・贅沢品	1.40
ホテル・レストラン・レジャー	1.80
販売	0.08
インターネット販売・通信販売	3.17
複合小売り	0.50
専門小売り	1.55
食品・生活必需品小売り	1.56
飲料	1.68
食品	1.61
タバコ	0.67
家庭用品	1.10
パーソナル用品	0.54
ヘルスケア機器・用品	2.52
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.28
バイオテクノロジー	1.81
医薬品	5.14

		銀行	6.17
		各種金融サービス	1.12
		保険	3.20
		情報技術サービス	3.96
		ソフトウェア	7.58
		通信機器	0.71
		コンピュータ・周辺機器	5.60
		電子装置・機器・部品	0.55
		半導体・半導体製造装置	5.19
		各種電気通信サービス	1.26
		無線通信サービス	0.28
		電力	1.82
		ガス	0.13
		総合公益事業	0.90
		水道	0.10
		消費者金融	0.47
		資本市場	3.34
		各種消費者サービス	0.00
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.09
		ヘルスケア・テクノロジー	0.12
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.51
		専門サービス	0.70
投資証券	—	—	2.45
合　　計			102.62

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	10,900,000,000	100.14	10,916,112,000	99.45	10,840,704,000	0.1	2030/9/20	1.30
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５９回	10,600,000,000	100.25	10,626,820,000	99.55	10,552,618,000	0.1	2030/6/20	1.26
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６３回	10,450,000,000	100.28	10,480,165,500	99.13	10,360,025,500	0.1	2031/6/20	1.24
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	10,150,000,000	100.66	10,217,160,000	100.20	10,171,112,000	0.1	2028/3/20	1.21
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４１回	9,600,000,000	100.65	9,662,589,000	100.33	9,631,968,000	0.1	2024/9/20	1.15
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	9,500,000,000	100.97	9,592,534,000	100.40	9,538,000,000	0.1	2026/6/20	1.14
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３８回	9,000,000,000	101.72	9,154,960,000	101.29	9,116,280,000	0.4	2025/3/20	1.09

8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６４回	8,650,000,000	100.32	8,677,841,500	99.02	8,565,576,000	0.1	2031/9/20	1.02
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６２回	8,500,000,000	100.23	8,520,013,000	99.25	8,436,250,000	0.1	2031/3/20	1.01
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６５回	7,500,000,000	99.05	7,429,445,000	98.95	7,421,400,000	0.1	2031/12/20	0.89
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６１回	7,400,000,000	100.07	7,405,180,000	99.35	7,352,270,000	0.1	2030/12/20	0.88
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	7,300,000,000	100.48	7,335,407,000	100.00	7,300,000,000	0.005	2026/6/20	0.87
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１３８回	7,100,000,000	100.62	7,144,134,000	100.25	7,118,318,000	0.1	2023/12/20	0.85
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４９回	7,100,000,000	100.46	7,133,096,000	99.95	7,096,805,000	0.005	2026/9/20	0.85
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４５回	7,000,000,000	100.97	7,068,095,000	100.35	7,024,710,000	0.1	2026/12/20	0.84
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４２７回	6,800,000,000	100.26	6,817,956,000	100.09	6,806,324,000	0.005	2023/8/1	0.81
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１３９回	6,700,000,000	100.61	6,741,485,000	100.27	6,718,425,000	0.1	2024/3/20	0.80
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３４回	6,600,000,000	102.37	6,756,816,000	101.42	6,693,786,000	0.6	2024/6/20	0.80
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１３７回	6,600,000,000	100.54	6,635,949,000	100.23	6,615,510,000	0.1	2023/9/20	0.79
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４２回	6,550,000,000	100.93	6,610,915,000	100.41	6,577,248,000	0.1	2026/3/20	0.78
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	100.99	6,463,360,000	100.37	6,424,256,000	0.1	2026/9/20	0.77
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５２回	6,400,000,000	100.97	6,462,200,000	100.09	6,406,144,000	0.1	2028/9/20	0.76
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４３回	6,070,000,000	100.87	6,123,123,200	100.40	6,094,280,000	0.1	2025/3/20	0.73
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３２９回	6,000,000,000	102.08	6,124,860,000	101.06	6,063,660,000	0.8	2023/6/20	0.72
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（４０年）第１３回	7,020,000,000	93.56	6,568,409,500	86.24	6,054,048,000	0.5	2060/3/20	0.72
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５１回	6,000,000,000	100.90	6,054,000,000	100.15	6,009,240,000	0.1	2028/6/20	0.72
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３３２回	5,900,000,000	102.02	6,019,180,000	101.11	5,966,021,000	0.6	2023/12/20	0.71
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４１回	5,800,000,000	101.89	5,909,620,000	101.17	5,867,976,000	0.3	2025/12/20	0.70
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１７６回	6,020,000,000	101.04	6,082,701,300	96.97	5,837,895,000	0.5	2041/3/20	0.70
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	5,800,000,000	100.94	5,854,520,000	100.30	5,817,400,000	0.1	2027/9/20	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.02
地方債証券	6.87
特殊債券	7.95
社債券	4.91
合　　計	99.76

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	151,700,000	16,541.53	25,093,515,910	15,199.30	23,057,350,426	5.375	2031/2/15	3.57
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	129,400,000	15,510.09	20,070,067,861	14,313.89	18,522,176,709	5.25	2028/11/15	2.86
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	81,000,000	12,610.53	10,214,535,735	11,766.65	9,530,986,891	1.625	2026/11/30	1.47
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	66,600,000	15,257.92	10,161,776,841	13,815.72	9,201,274,259	6	2026/2/15	1.42
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,800,000	12,969.75	9,052,891,394	12,265.77	8,561,509,423	2.5	2024/5/15	1.32
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,500,000	12,948.91	8,740,514,627	12,199.79	8,234,862,323	2.375	2027/5/15	1.27
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	16,916.29	8,136,738,875	15,736.67	7,569,341,207	6.25	2030/5/15	1.17
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,850,000	12,923.07	7,475,999,369	12,159.63	7,034,350,253	2.25	2024/11/15	1.08
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,600,000	13,604.14	7,291,821,861	12,516.76	6,708,987,528	2.875	2028/5/15	1.03
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	54,850,000	13,264.32	7,275,480,377	11,925.37	6,541,068,529	2.375	2051/5/15	1.01
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,100,000	13,096.58	6,561,386,993	12,098.44	6,061,319,657	2.25	2025/11/15	0.93
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	35,000,000	18,657.03	6,529,963,381	17,200.96	6,020,336,350	5.25	2029/11/1	0.93
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,700,000	12,813.00	6,368,065,523	11,974.13	5,951,147,318	2.5	2046/2/15	0.92
14	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	30,100,000	21,859.82	6,579,808,796	19,654.91	5,916,130,133	4.75	2035/4/25	0.91
15	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	34,650,000	17,913.20	6,206,925,610	16,634.98	5,764,021,261	5.9	2026/7/30	0.89
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	46,700,000	13,037.71	6,088,612,913	12,213.18	5,703,556,486	2.375	2024/8/15	0.88
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	32,800,000	18,929.47	6,208,868,971	17,365.00	5,695,720,328	6.5	2027/11/1	0.88
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	45,900,000	12,862.28	5,903,788,597	12,257.16	5,626,039,353	2.25	2023/12/31	0.87
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	36,100,000	16,525.33	5,965,645,138	15,452.69	5,578,422,304	4.5	2036/2/15	0.86

20	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	29,700,000	19,808.22	5,883,042,252	18,044.40	5,359,186,800	5.5	2029/4/25	0.83
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	43,600,000	12,957.33	5,649,395,955	12,136.68	5,291,596,536	2.125	2024/9/30	0.81
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	39,950,000	14,473.79	5,782,279,761	13,211.42	5,277,964,883	3.125	2044/8/15	0.81
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,600,000	13,016.36	5,544,972,524	12,341.30	5,257,397,835	2.75	2023/11/15	0.81
24	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	27,100,000	21,367.80	5,790,674,608	19,288.37	5,227,148,270	5.75	2032/7/30	0.80
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	43,700,000	12,751.69	5,572,490,019	11,915.81	5,207,210,408	2.5	2045/2/15	0.80
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	42,300,000	13,170.33	5,571,052,767	12,156.76	5,142,313,121	2.375	2026/4/30	0.79
27	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	33,100,000	16,373.92	5,419,769,506	15,295.36	5,062,765,153	3.5	2026/4/25	0.78
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	41,900,000	12,635.83	5,294,415,521	11,721.71	4,911,396,531	1.5	2026/8/15	0.76
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	31,600,000	16,208.73	5,121,961,027	15,302.19	4,835,494,568	5	2025/3/1	0.74
30	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,850,000	22,246.65	5,305,827,974	20,123.21	4,799,385,721	5.75	2032/10/25	0.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.96
合　　計	98.96

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,956.76	697,838,100	12,738.12	636,906,055	3.125	2028/11/15	0.78
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,526.80	626,340,372	12,102.74	605,137,222	1.375	2023/9/30	0.74
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	11,579.71	636,884,563	10,633.58	584,847,291	0.625	2030/8/15	0.72
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,086.36	604,318,488	11,401.39	570,069,672	0.875	2026/9/30	0.70
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,400,000	13,551.02	596,244,915	12,377.64	544,616,363	2.625	2029/2/15	0.67
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	12,221.13	562,172,321	11,506.57	529,302,300	1.625	2031/5/15	0.65
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	12,740.98	535,121,577	11,796.29	495,444,269	1.625	2026/5/15	0.61
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,231.50	529,260,232	12,308.80	492,352,010	2.75	2025/6/30	0.61
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,749.70	509,988,222	12,159.63	486,385,497	2.25	2024/11/15	0.60
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,792.14	511,685,811	12,124.25	484,970,375	2	2024/6/30	0.60
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,214.61	488,584,698	11,893.82	475,752,841	0.125	2023/9/15	0.58
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,209.83	488,393,428	11,862.74	474,509,849	0.125	2023/10/15	0.58
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,740.03	509,601,363	11,778.12	471,124,982	1.625	2026/9/30	0.58
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,588.47	503,539,190	11,667.20	466,688,344	1.375	2026/8/31	0.57
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	13,249.19	503,469,403	12,199.79	463,592,249	2.375	2027/5/15	0.57
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,030,000	13,018.27	524,636,650	11,435.81	460,863,370	2.25	2046/8/15	0.57

17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,401.54	496,061,944	11,394.22	455,768,855	1.25	2028/4/30	0.56
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,290,000	22,190.72	508,167,711	19,654.91	450,097,608	4.75	2035/4/25	0.55
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,596.69	475,884,348	12,516.76	438,086,872	2.875	2028/5/15	0.54
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,944.17	453,046,149	12,367.12	432,849,425	2.875	2023/11/30	0.53
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,851.90	449,816,705	12,350.87	432,280,513	2.75	2023/8/31	0.53
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,209.51	462,332,974	12,214.13	427,494,862	2.5	2026/2/28	0.52
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	17,244.55	482,847,648	15,249.02	426,972,814	4.25	2040/11/15	0.52
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,484.73	436,965,755	12,109.91	423,847,077	1.25	2023/7/31	0.52
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,023.53	455,823,839	12,034.37	421,203,251	2.125	2026/5/31	0.52
26	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,720,000	16,921.88	460,275,352	15,431.24	419,729,804	2.5	2030/5/25	0.52
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	13,634.05	463,557,831	11,979.87	407,315,822	2.5	2046/5/15	0.50
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,660.67	443,123,502	11,595.97	405,859,088	1.625	2029/8/15	0.50
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	13,577.16	434,469,187	12,429.75	397,752,187	2.75	2028/2/15	0.49
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	13,344.81	427,033,984	12,194.53	390,225,182	2.375	2029/5/15	0.48

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	105.12
合　　計	105.12

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1,939,000	2,571.49	4,986,129,289	2,571.36	4,985,867,040	6.72
2	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	4,381,400	760.76	3,333,226,454	678.95	2,974,788,881	4.01
3	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	453,600	8,955.52	4,062,226,706	5,952.58	2,700,092,102	3.64
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	375,930	8,254.38	3,103,069,553	7,080.86	2,661,911,459	3.58
5	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	インターネット販売・通信販売	1,194,980	3,311.97	3,957,740,796	1,781.39	2,128,732,592	2.87

6	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	225,000	3,217.10	723,848,920	4,356.90	980,304,413	1.32
7	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	262,700	2,244.80	589,710,322	3,103.43	815,273,294	1.09
8	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	インターネット販売・通信販売	322,100	4,300.90	1,385,321,913	2,503.96	806,526,804	1.08
9	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	323,652	2,899.55	938,445,876	2,458.88	795,822,513	1.07
10	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	7,570,000	97.00	734,306,559	90.71	686,689,840	0.92
11	香港	株式	JD.COM, INC.	インターネット販売・通信販売	157,967	4,738.75	748,567,051	3,722.31	588,003,723	0.79
12	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	135,600	4,083.18	553,679,234	3,888.28	527,251,243	0.71
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	42,980	13,081.89	562,259,982	12,257.30	526,818,754	0.71
14	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	97,700	3,354.88	327,771,782	5,220.66	510,059,068	0.68
15	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	404,900	1,010.73	409,245,923	1,191.36	482,384,498	0.65
16	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	119,538	4,466.34	533,897,588	3,921.32	468,747,228	0.63
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	997,649	498.90	497,735,748	452.13	451,067,840	0.60
18	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	498,500	1,252.15	624,201,723	882.09	439,724,856	0.59
19	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	72,247	5,181.62	374,356,738	6,082.42	439,437,067	0.59
20	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	64,800	7,532.69	488,118,730	6,432.55	416,829,240	0.56
21	サウジアラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	172,100	1,793.49	308,660,856	2,345.70	403,696,002	0.54
22	アメリカ	株式	BAIDU INC - SPON ADR	インタラクティブ・メディアおよびサービス	22,170	22,956.37	508,942,726	17,603.35	390,266,352	0.52
23	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	165,950	2,652.61	440,201,169	2,277.18	377,898,685	0.50

24	韓国	株式	NAVER CORP	インタラクティブ・メディアおよびサービス	9,910	36,528.42	361,996,732	34,340.70	340,316,337	0.45
25	アラブ首長国連邦	株式	EMIRATES TELECOM CORPORATION	各種電気通信サービス	274,900	882.58	242,623,557	1,201.68	330,341,832	0.44
26	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガス・消耗燃料	383,000	644.81	246,964,740	846.13	324,068,104	0.43
27	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	4,350,000	78.42	341,160,451	74.44	323,841,840	0.43
28	香港	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	ライフサイエンス・ツール/サービス	288,000	1,606.23	462,595,956	1,082.28	311,698,944	0.42
29	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	無線通信サービス	2,426,000	92.22	223,747,225	127.75	309,930,234	0.41
30	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	6,240,000	48.78	304,407,208	48.79	304,492,032	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.33
		メディア	0.21
		娯楽	1.00
		不動産管理・開発	1.80
		エネルギー設備・サービス	0.05
		石油・ガス・消耗燃料	4.49
		化学	2.99
		建設資材	0.94
		容器・包装	0.07
		金属・鉱業	4.30
		紙製品・林産品	0.19
		航空宇宙・防衛	0.09
		建設関連製品	0.01
		建設・土木	0.47
		電気設備	0.49
		コングロマリット	0.99
		機械	0.31

商社・流通業	0.10
商業サービス・用品	0.08
航空貨物・物流サービス	0.26
旅客航空輸送業	0.11
海運業	0.50
陸運・鉄道	0.22
運送インフラ	0.66
自動車部品	0.40
自動車	2.58
家庭用耐久財	0.30
レジャー用品	0.05
繊維・アパレル・贅沢品	1.00
ホテル・レストラン・レジャー	0.82
インターネット販売・通信販売	5.61
複合小売り	0.29
専門小売り	0.49
食品・生活必需品小売り	1.19
飲料	0.91
食品	1.58
タバコ	0.32
家庭用品	0.05
パーソナル用品	0.68
ヘルスケア機器・用品	0.14
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.67
バイオテクノロジー	0.59
医薬品	1.02
銀行	14.66
各種金融サービス	0.92
保険	2.60
情報技術サービス	2.51
ソフトウェア	0.17
通信機器	0.08
コンピュータ・周辺機器	5.24
電子装置・機器・部品	2.53
半導体・半導体製造装置	9.47
各種電気通信サービス	1.45

		無線通信サービス	1.77
		電力	0.94
		ガス	0.49
		総合公益事業	0.02
		水道	0.13
		貯蓄・抵当・不動産金融	0.71
		消費者金融	0.58
		資本市場	0.81
		各種消費者サービス	0.04
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.72
		ヘルスケア・テクノロジー	0.03
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.86
		専門サービス	0.02
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	4.01
投資証券	—	—	0.11
合　　計			95.54

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000	1,938.38	261,681,865	1,932.17	260,843,202	2.47	2024/9/2	2.93
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	12,800,000	1,945.77	249,058,843	1,939.06	248,200,828	2.69	2026/8/12	2.78
3	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	6,800,000	2,756.72	187,457,408	2,724.39	185,258,741	2.25	2024/10/25	2.08
4	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	8,900,000	2,076.87	184,841,756	2,071.42	184,356,811	—	2024/1/1	2.07
5	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000	1,948.94	175,405,086	1,943.90	174,951,098	2.91	2028/10/14	1.96
6	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	7,100,000	2,189.35	155,444,545	2,178.17	154,650,152	—	2023/7/1	1.73
7	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	5,500,000	2,579.63	141,879,773	2,514.24	138,283,574	2.75	2029/10/25	1.55
8	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,900,000	942.30	140,404,184	918.84	136,908,444	10.5	2026/12/21	1.53
9	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	480,000	2,549.42	122,378,469	2,576.43	123,668,991	10	2023/1/1	1.38
10	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	490,000	2,485.30	121,780,649	2,501.20	122,558,971	10	2027/1/1	1.37
11	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	481,000	2,519.41	121,186,806	2,538.53	122,103,475	10	2025/1/1	1.37

12	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000	1,959.03	117,542,041	1,954.04	117,242,855	3.02	2031/5/27	1.31
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,700,000	790.52	116,207,075	773.37	113,686,226	8	2030/1/31	1.27
14	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,500,000	2,965.75	103,801,592	2,883.38	100,918,300	4	2023/10/25	1.13
15	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,900,000	730.01	101,471,947	716.96	99,657,467	8.75	2048/2/28	1.11
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,700,000	573.13	95,714,150	559.50	93,437,703	5.75	2026/3/5	1.04
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,650,000	609.41	95,372,854	588.71	92,134,485	7.5	2027/6/3	1.03
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,100,000	649.93	91,640,768	637.43	89,878,568	10	2024/12/5	1.00
19	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	14,700,000	619.21	91,024,459	609.34	89,573,664	8	2024/9/5	1.00
20	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,800,000	729.98	86,137,788	718.61	84,796,154	8.75	2044/1/31	0.95
21	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	16,600,000	510.06	84,671,108	490.16	81,368,048	1	2026/6/26	0.91
22	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,200,000	741.03	82,995,584	724.74	81,171,194	8.5	2037/1/31	0.91
23	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	2,900,000	2,855.03	82,796,151	2,774.16	80,450,814	3.828	2034/7/5	0.90
24	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	17,800,000	482.02	85,800,871	451.76	80,413,416	1.2	2031/3/13	0.90
25	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,300,000	614.07	81,672,538	590.80	78,577,269	7.75	2031/5/29	0.88
26	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,700,000	2,952.91	79,728,659	2,902.01	78,354,289	3.885	2029/8/15	0.88
27	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	2,600,000	3,004.17	78,108,451	2,992.95	77,816,780	4.181	2024/7/15	0.87
28	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,200,000	777.91	79,347,284	757.38	77,253,193	8.25	2032/3/31	0.86
29	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9,900,000	781.47	77,366,422	764.52	75,688,283	8.875	2035/2/28	0.85
30	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	14,000,000	529.28	74,099,791	523.74	73,324,742	0.45	2023/10/25	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.01
合　　計	97.01

（参考）新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	13,537,686	3,856.50	522,082,064	3,731.18	505,115,640	1.125	2035/7/9	2.25
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	10,365,309	4,396.51	455,712,460	4,149.14	430,071,533	0.5	2030/7/9	1.92
3	アメリカ	国債証券	TURKEY GLOBAL	3,200,000	13,175.45	421,614,555	12,397.65	396,724,933	7.375	2025/2/5	1.77
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,186,159	4,649.59	334,127,368	4,602.47	330,741,239	2	2038/1/9	1.47
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,000,000	16,489.72	329,794,480	15,515.86	310,317,397	5.625	2050/11/18	1.38

6	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	1,750,000	19,314.67	338,006,758	17,357.98	303,764,780	9.5	2030/2/2	1.35
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,600,000	12,405.63	322,546,606	11,544.92	300,168,084	2.783	2031/1/23	1.34
8	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000	12,860.74	321,518,530	11,979.77	299,494,450	6.375	2025/10/14	1.33
9	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000	13,302.56	332,564,227	11,636.22	290,905,731	5.625	2047/2/21	1.29
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,200,000	13,750.68	302,515,035	11,965.21	263,234,699	4.5	2056/4/1	1.17
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	11,560.46	300,571,996	10,087.00	262,262,019	6.625	2045/2/17	1.17
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,100,000	4,348.94	265,285,343	4,294.78	261,982,037	2.5	2041/7/9	1.16
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,500,000	13,054.75	326,368,846	10,474.62	261,865,644	5	2045/6/15	1.16
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,300,000	12,401.16	285,226,835	11,384.04	261,833,027	6	2027/3/25	1.16
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,000,000	13,856.68	277,133,797	13,060.11	261,202,291	4.75	2032/4/27	1.16
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,550,000	18,385.42	284,974,100	16,758.15	259,751,387	7.75	2038/1/17	1.15
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000	13,267.07	278,608,596	11,909.75	250,104,932	7.625	2029/4/26	1.11
18	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,000,000	13,692.99	273,859,864	12,504.70	250,094,174	5	2051/4/27	1.11
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,900,000	13,999.94	265,999,000	13,025.15	247,477,853	4.75	2026/1/8	1.10
20	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,600,000	16,510.41	264,166,576	14,971.92	239,550,833	5.95	2046/1/8	1.06
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,700,000	15,685.50	266,653,541	14,073.81	239,254,869	5.35	2049/2/11	1.06
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,800,000	13,797.02	248,346,444	12,978.29	233,609,342	4.5	2029/4/22	1.04
23	アメリカ	国債証券	PANAMA GLOBAL	1,550,000	16,571.85	256,863,718	15,051.46	233,297,646	6.7	2036/1/26	1.04
24	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,900,000	12,628.39	239,939,476	12,033.87	228,643,613	2.875	2025/6/6	1.02
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,800,000	13,292.51	239,265,351	12,673.21	228,117,941	4.125	2025/1/15	1.01
26	アメリカ	国債証券	HUNGARY	1,750,000	13,574.34	237,551,034	12,820.53	224,359,381	5.75	2023/11/22	1.00
27	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,700,000	13,564.80	230,601,607	12,908.59	219,446,126	4.125	2026/1/21	0.97
28	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000	11,611.13	243,833,925	10,358.96	217,538,311	4.75	2050/1/14	0.97
29	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,900,000	12,075.70	229,438,414	11,230.75	213,384,273	2.659	2031/5/24	0.95
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000	12,488.67	249,773,512	10,612.92	212,258,529	5.2	2049/5/15	0.94

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.35
合　　計	97.35

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	4,395	722,107	3,173,660,265	692,000	3,041,340,000	7.00
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	3,770	682,554	2,573,230,728	639,000	2,409,030,000	5.54
3	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	12,210	187,794	2,292,970,845	185,400	2,263,734,000	5.21
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	6,168	357,678	2,206,162,098	356,500	2,198,892,000	5.06
5	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	12,191	180,061	2,195,129,868	161,200	1,965,189,200	4.52
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	19,021	113,482	2,158,551,583	103,000	1,959,163,000	4.51
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	5,661	326,975	1,851,007,399	328,000	1,856,808,000	4.27
8	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	3,769	365,519	1,377,641,789	344,500	1,298,420,500	2.98
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	7,512	209,349	1,572,635,021	165,300	1,241,733,600	2.85
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	8,487	158,458	1,344,837,713	140,700	1,194,120,900	2.74
11	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	2,576	440,091	1,133,675,729	399,500	1,029,112,000	2.36
12	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	5,352	205,199	1,098,228,312	184,900	989,584,800	2.27
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投資証券	11,443	91,425	1,046,180,165	80,700	923,450,100	2.12
14	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	1,485	587,938	873,089,370	575,000	853,875,000	1.96
15	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人　投資証券	1,166	795,811	927,916,395	731,000	852,346,000	1.96
16	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	2,009	495,205	994,868,492	424,000	851,816,000	1.96
17	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	1,302	648,865	844,823,401	640,000	833,280,000	1.91
18	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	4,615	181,571	837,950,165	175,200	808,548,000	1.86
19	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,542	322,672	820,232,300	317,500	807,085,000	1.85
20	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	11,549	69,081	797,817,161	62,300	719,502,700	1.65
21	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	16,593	45,597	756,601,806	42,200	700,224,600	1.61
22	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	1,322	517,188	683,722,536	507,000	670,254,000	1.54
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	4,433	162,458	720,179,816	151,100	669,826,300	1.54
24	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	4,434	157,524	698,464,697	151,000	669,534,000	1.54
25	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人　投資証券	797	785,834	626,310,327	757,000	603,329,000	1.38
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	5,094	118,543	603,859,009	115,100	586,319,400	1.34
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	3,517	182,369	641,393,988	166,600	585,932,200	1.34
28	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	3,614	163,630	591,361,530	161,100	582,215,400	1.34
29	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	1,754	351,533	616,589,320	328,500	576,189,000	1.32
30	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人　投資証券	2,698	229,196	618,372,399	213,500	576,023,000	1.32

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.25
合　　計	96.25

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	208,750	15,576.83	3,251,664,509	20,089.09	4,193,598,498	7.26
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	25,370	98,381.93	2,495,949,793	92,258.80	2,340,605,906	4.05
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	42,990	36,880.70	1,585,501,647	48,486.02	2,084,414,103	3.61
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	92,600	16,777.33	1,553,581,013	16,496.94	1,527,617,394	2.64
5	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	122,700	9,793.60	1,201,675,567	11,977.08	1,469,588,379	2.54
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	80,120	19,530.00	1,564,744,143	17,643.74	1,413,616,641	2.44
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	159,700	8,373.91	1,337,313,672	8,601.56	1,373,670,601	2.37
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	39,390	26,353.53	1,038,065,570	30,836.16	1,214,636,362	2.10
9	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	96,200	9,845.14	947,102,531	11,198.68	1,077,313,497	1.86
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	479,400	1,912.90	917,045,696	2,121.52	1,017,056,688	1.76
11	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	41,110	23,514.46	966,679,546	24,732.57	1,016,756,002	1.76
12	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	37,820	20,131.30	761,365,781	25,573.39	967,185,629	1.67
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	112,300	6,937.04	779,030,463	7,689.76	863,560,463	1.49
14	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	32,590	21,386.71	696,992,985	26,070.29	849,630,878	1.47
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	167,800	4,671.95	783,953,968	5,006.97	840,170,388	1.45
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	18,440	38,467.38	709,338,636	42,679.84	787,016,264	1.36
17	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	107,100	6,117.48	655,182,554	7,234.47	774,812,048	1.34
18	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	338,300	1,795.22	607,324,221	2,188.90	740,507,729	1.28
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	32,630	21,882.45	714,024,398	21,798.88	711,297,549	1.23
20	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	151,700	4,227.48	641,309,770	4,262.84	646,673,389	1.12
21	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	40,000	14,840.35	593,614,020	16,015.95	640,638,216	1.10
22	香港	投資証券	LINK REIT	594,000	1,167.71	693,625,597	1,058.04	628,479,324	1.08
23	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	176,700	3,868.74	683,607,754	3,541.96	625,865,498	1.08
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	84,600	6,262.19	529,781,760	7,101.06	600,750,336	1.04
25	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	28,770	16,918.40	486,742,410	20,758.56	597,223,998	1.03
26	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	81,500	5,726.48	466,708,441	6,787.74	553,201,576	0.95
27	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	53,900	9,451.88	509,456,453	10,065.35	542,522,559	0.93
28	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	173,100	2,730.52	472,653,168	3,059.75	529,642,725	0.91
29	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	201,200	2,158.59	434,309,727	2,439.23	490,773,619	0.85
30	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	48,900	9,418.92	460,585,636	9,472.98	463,229,015	0.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.35
合　　計	98.35

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド
該当事項はありません。

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX先物(2022年06月限)	買建	614	日本円	11,644,790,130	11,951,510,000	2.77

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500株価指数先物(2022年06月限)	買建	512	米ドル	110,926,177.5	13,576,254,874	117,657,600	14,400,113,664	1.09
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60株価指数先物(2022年06月限)	買建	29	カナダドル	7,558,374	739,964,815	7,709,940	754,803,126	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50株価指数先物(2022年06月限)	買建	340	ユーロ	12,677,720	1,733,044,325	13,134,200	1,795,445,140	0.13
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200株価指数先物(2022年06月限)	買建	28	豪ドル	5,054,575	465,020,900	5,238,800	481,969,600	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100株価指数先物(2022年06月限)	買建	71	英ポンド	5,159,730	830,148,958	5,336,715	858,624,068	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2022年06月限)	買建	37	スイスフラン	4,311,520	571,448,860	4,469,970	592,449,818	0.04

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500株価指数先物(2022年06月限)	買建	80	米ドル	16,896,905	2,068,012,206	18,384,000	2,250,017,760	2.25
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60株価指数先物(2022年06月限)	買建	4	カナダドル	1,039,600	101,776,840	1,063,440	104,110,776	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50株価指数先物(2022年06月限)	買建	53	ユーロ	1,949,875	266,547,914	2,047,390	279,878,213	0.28
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200株価指数先物(2022年06月限)	買建	4	豪ドル	706,200	64,970,400	748,400	68,852,800	0.06
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100株価指数先物(2022年06月限)	買建	11	英ポンド	789,410	127,008,174	826,815	133,026,263	0.13
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2022年06月限)	買建	6	スイスフラン	688,650	91,273,671	724,860	96,072,944	0.09

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIエマージング・マーケット指数先物(2022年06月限)	買建	378	米ドル	20,273,360	2,481,256,531	21,595,140	2,643,029,175	3.56
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2022年04月限)	買建	81	米ドル	4,708,530	576,276,987	4,769,685	583,761,747	0.78

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）

REIT指数先物取引	大阪取引所	REIT指数先物(2022年06月限)	買建	653	日本円	1,222,985,270	1,302,408,500	2.99

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2022年06月限)	買建	160	米ドル	6,554,670	802,226,063	6,800,000	832,252,000	1.44

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2022年5月11日現在）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。
なお、ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年１回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続き

が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)販売単位

1円以上1円単位(当初元本1口＝1円)とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

取得申込日の翌々営業日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(7)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします

す。

(3)換金単位

1口単位で換金できます。

(4)換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※１　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※２　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2022年5月27日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
ただし、第1計算期間は2022年5月27日から2023年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(ａ)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ｂ)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(ａ)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ｃ)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ)信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）

を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(ｅ)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｆ)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｄ)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｇ)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ｈ)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(ｉ)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は2022年5月27日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。
ファンドの会計監査は、EY新日本有限責任監査法人により行なわれます。
ファンドの経理状況については、初回の半期報告書に記載します。
なお、初回の半期報告書の提出は、2023年2月頃を予定しております。
以下にご参考として記載する「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の「ファンドの現況」は2022年3月31日現在のものです。

１【財務諸表】

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	464,868,231,593円
Ⅱ　負債総額	34,539,600,663円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	430,328,630,930円
Ⅳ　発行済口数	206,677,732,258口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0821円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,319,612,893,057円
Ⅱ　負債総額	4,268,796,686円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,315,344,096,371円
Ⅳ　発行済口数	276,853,019,010口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.7511円

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	193,539,726,929円
Ⅱ　負債総額	93,724,732,473円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	99,814,994,456円
Ⅳ　発行済口数	34,300,399,690口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9100円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	845,235,510,832円
Ⅱ　負債総額	11,415,470,748円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	833,820,040,084円

Ⅳ　発行済口数	637,009,354,599口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3090円

（参考）外国債券マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	647,278,001,016円
Ⅱ　負債総額	1,766,308,058円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	645,511,692,958円
Ⅳ　発行済口数	250,751,459,586口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5743円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	173,804,620,961円
Ⅱ　負債総額	93,110,189,579円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	80,694,431,382円
Ⅳ　発行済口数	70,658,914,355口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1420円

（参考）新興国株式マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	74,635,320,232円
Ⅱ　負債総額	464,258,734円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	74,171,061,498円
Ⅳ　発行済口数	45,565,806,889口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6278円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	8,934,412,435円
Ⅱ　負債総額	33,230,168円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,901,182,267円
Ⅳ　発行済口数	6,374,948,713口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3963円

（参考）新興国債券マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	22,587,503,112円
Ⅱ　負債総額	190,360,019円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,397,143,093円
Ⅳ　発行済口数	11,618,530,902口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9277円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	44,884,737,988円
Ⅱ　負債総額	1,447,705,707円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	43,437,032,281円
Ⅳ　発行済口数	16,035,007,118口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7089円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2022年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	57,956,950,458円
Ⅱ　負債総額	236,539,539円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	57,720,410,919円
Ⅳ　発行済口数	16,383,675,801口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.5230円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

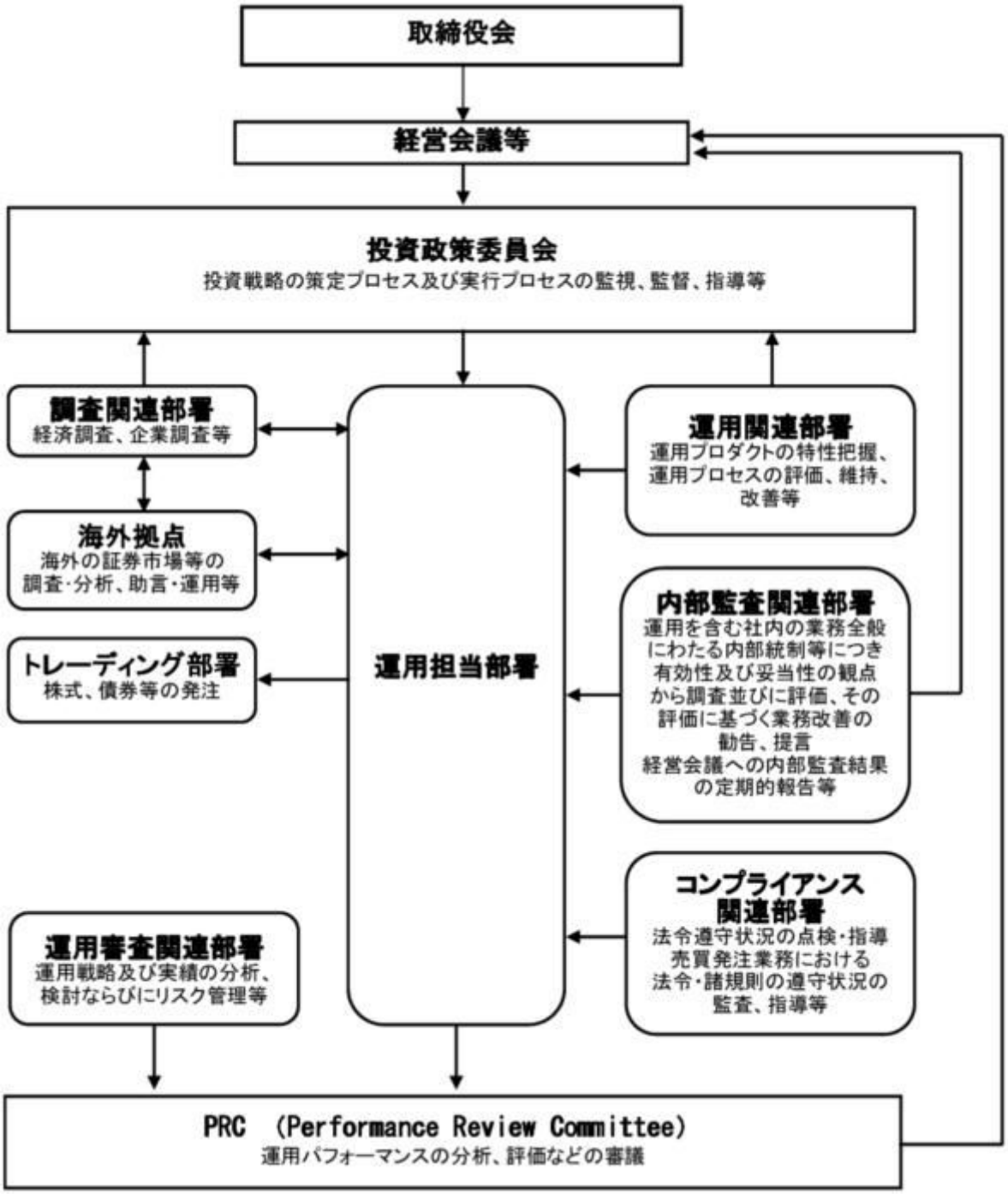

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	994	37,512,333
単位型株式投資信託	197	763,289
追加型公社債投資信託	14	6,237,946
単位型公社債投資信託	512	1,509,018
合計	1,717	46,022,587

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,626		4,281
金銭の信託			41,524		35,912
有価証券			24,399		30,400
前払費用			106		167
未収入金			522		632
未収委託者報酬			23,936		24,499
未収運用受託報酬			4,336		4,347
その他			71		268
貸倒引当金			△14		△14
流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産			645		2,666
建物	※2	295		1,935	

器具備品	※２	349		731	
無形固定資産			5,894		5,429
ソフトウェア		5,893		5,428	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,486		16,487
投資有価証券		1,437		1,767	
関係会社株式		10,171		9,942	
従業員長期貸付金		16		-	
長期差入保証金		329		330	
長期前払費用		19		15	
前払年金費用		1,545		1,301	
繰延税金資産		2,738		3,008	
その他		229		122	
貸倒引当金		△0		-	
固定資産計			23,026		24,583
資産合計			120,536		125,080

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	※１		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
負債合計			35,254		37,425
(純資産の部)					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	

別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85,281		87,654
負債・純資産合計			120,536		125,080

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自　2019年4月1日 至　2020年3月31日)		当事業年度 (自　2020年4月1日 至　2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,736		106,355
運用受託報酬			17,170		16,583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133,247		123,367
営業費用					
支払手数料			39,435		34,739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			-		0
調査費			26,833		24,506
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費			1,342		1,358
営業雑経費			5,823		4,149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計			74,440		65,760
一般管理費					
給料			11,418		10,985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1,121
不動産賃借料			1,227		1,147
退職給付費用			1,486		1,267
固定資産減価償却費			2,348		2,700
諸経費			10,067		10,739
一般管理費計			28,055		28,063
営業利益			30,751		29,542

		前事業年度 (自　2019年4月1日 至　2020年3月31日)		当事業年度 (自　2020年4月1日 至　2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	4,936		4,540	
受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1,698	
その他		309		447	
営業外収益計			5,246		6,687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		-	
投資事業組合等評価損		146		-	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35,555		36,157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		-		2,077	
特別利益計			81		2,197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1,591		582	
固定資産除却損	※２	67		105	
事務所移転費用		-		406	
特別損失計			1,778		1,129
税引前当期純利益			33,858		37,225
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239
法人税等調整額			△34		△290
当期純利益			23,996		26,276

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	2,326	2,326	2,326

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			△23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,296百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　761百万円 器具備品　2,347 合計　3,109	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,256百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　346百万円 器具備品　643 合計　990

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　2019年4月１日 至　2020年3月31日)	当事業年度 (自　2020年4月１日 至　2021年3月31日)

※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,931百万円 ※２．固定資産除却損 器具備品　7百万円 ソフトウェア　59 合計　67	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,334百万円 ※２．固定資産除却損 器具備品　2百万円 ソフトウェア　102 合計　105

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月１日　至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-

未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 ２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	△893
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	△19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	△2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	△1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	△409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	△34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項
①年金資産の主な内容
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇　税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,235
退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	762
未払事業税	285
投資有価証券評価減	462
減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	177
関係会社株式売却損	148
ゴルフ会員権評価減	167
未払社会保険料	97
その他	219
繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	478
繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,738

繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,176
退職給付引当金	1,022
関係会社株式評価減	784
未払事業税	430
投資有価証券評価減	428
減価償却超過額	223
時効後支払損引当金	179
関係会社株式売却損	148
ゴルフ会員権評価減	135
未払社会保険料	95
その他	341
繰延税金資産小計	4,968
評価性引当額	△1,530
繰延税金資産合計	3,437
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	25
前払年金費用	403
繰延税金負債合計	429
繰延税金資産の純額	3,008

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5%
タックスヘイブン税制	1.9%
外国税額控除	△0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2019年4月 1日 至　2020年3月31日	当事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,371
時の経過による調整額	-	-
期末残高	-	1,371

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） コマーシャル･ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*２） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ １株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
１株当たり純資産額 16,557円31銭 １株当たり当期純利益 4,658円88銭	１株当たり純資産額 17,018円01銭 １株当たり当期純利益 5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 26,276百万円 普通株式に係る当期純利益 26,276百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2021年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,226
金銭の信託		36,349
有価証券		11,600
未収委託者報酬		26,924
未収運用受託報酬		4,497
その他		1,176
貸倒引当金		△15
流動資産計		82,759
固定資産		
有形固定資産	※１	2,005
無形固定資産		5,512
ソフトウェア		5,511

その他		0
投資その他の資産		15,622
投資有価証券		1,949
関係会社株式		9,864
前払年金費用		1,305
繰延税金資産		1,951
その他		551
固定資産計		23,140
資産合計		105,899

		2021年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,617
未払収益分配金		0
未払償還金		5
未払手数料		8,203
関係会社未払金		3,481
その他未払金	※２	925
未払費用		9,068
未払法人税等		1,282
賞与引当金		1,966
資産除去債務		296
その他		150
流動負債計		25,381
固定負債		
退職給付引当金		3,265
時効後支払損引当金		588
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,976
負債合計		30,358
(純資産の部)		
株主資本		75,467
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,557
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,872
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,265
評価・換算差額等		74
その他有価証券評価差額金		74
純資産合計		75,541
負債・純資産合計		105,899

◇中間損益計算書

		自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,049
運用受託報酬		8,278
その他営業収益		219

営業収益計		65,547
営業費用		
支払手数料		19,265
調査費		12,882
その他営業費用		2,443
営業費用計		34,591
一般管理費	※1	14,589
営業利益		16,366
営業外収益	※2	4,136
営業外費用	※3	262
経常利益		20,241
特別利益	※4	49
特別損失	※5	507
税引前中間純利益		19,782
法人税、住民税及び事業税		4,594
法人税等調整額		1,049
中間純利益		14,139

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当中間期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
中間純利益							14,139	14,139	14,139
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△12,129	△12,129	△12,129

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,265	44,557	75,467

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当中間期変動額			
剰余金の配当			△26,268
中間純利益			14,139
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	16	16	16
当中間期変動額合計	16	16	△12,112
当中間期末残高	74	74	75,541

[重要な会計方針]

1　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの…移動平均法による原価法
2　運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5　収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
6　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
7　連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2021年9月30日現在
※１　有形固定資産の減価償却累計額 1,136百万円 ※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日	
※１　減価償却実施額	
有形固定資産	286百万円
無形固定資産	1,006百万円
※２　営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	3,530百万円
※３　営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	71百万円
時効後支払損引当金繰入	10百万円
※４　特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	26百万円
株式報酬受入益	23百万円

※５　特別損失の内訳

投資有価証券等売却損	0百万円
関係会社株式評価損	77百万円
固定資産除却損	374百万円
事務所移転費用	54百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	26,268百万円
(2) 1株当たり配当額	5,100円
(3) 基準日	2021年3月31日
(4) 効力発生日	2021年6月30日

◇金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	36,349	36,349	-
資産計	36,349	36,349	-

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間（百万円）
市場価格のない株式等（※）1，2	10,176
組合出資金等	1,637
合計	11,814

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（※）2　非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（※）	-	2,452	-	2,452
合計	-	2,452	-	2,452

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託33,897百万円は表中に含まれておりません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末　（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	9,758
関連会社株式	106

合計	9,864

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,600	11,600	-
小計	11,600	11,600	-
合計	11,600	11,600	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　(単位：百万円)

	自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
期首残高	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	48
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,419

◇収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
委託者報酬	57,003百万円
運用受託報酬	8,273百万円
成功報酬（注）	51百万円
その他営業収益	219百万円
合計	65,547百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

自　2021年4月 1日 至　2021年9月30日
１株当たり純資産額　14,666円31銭 １株当たり中間純利益　2,745円08銭 (注)１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 ２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　14,139百万円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る中間純利益　14,139百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと

して内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2022年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＊2022年2月末現在

２【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０２１年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀　井　　純　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村　　健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの第６２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１１月２４日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村　健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第６３期事業年度の中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。